

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 29 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）南 2 西 3 南西地区市街地再開発ビル
所在地 札幌市中央区南 2 条西 3 丁目 20 番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 南 2 西 3 南西地区市街地再開発組合
住所 札幌市中央区南 2 条西 2 丁目 8 番地 NC 北専ブロックビル 7 階
代表者 理事長 久保田 雅彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和 5 年 7 月 17 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5, 296 m²
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数 位置：届出書のとおり 収容台数：42 台
イ 駐輪場の位置及び収容台数 位置：届出書のとおり 収容台数：87 台
ウ 荷さばき施設の位置及び面積 位置：届出書のとおり 面積：91 m²
エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置：届出書のとおり 容積：84.57 m³
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 10 時 00 分から午後 9 時 45 分まで
（1 階の一部は 24 時間）
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
No. 1 駐車場：午前 9 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
No. 2 駐車場：午後 10 時から翌午前 9 時 30 分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数：出入口 2 箇所、位置：届出書のとおり
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間
- (8) その他
建物の構造及び階数：鉄筋鉄骨造地下 2 階・地上 28 階
用途地域：商業地域
建築面積 3, 281 m²、延床面積 42, 865 m²

2 届出年月日 令和 4 年 11 月 16 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和 4 年 11 月 29 日～令和 5 年 3 月 29 日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和 5 年 3 月 29 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。